

青森市私立幼稚園就園奨励費補助金
「寡婦（夫）控除のみなし適用」にかかる調書

※該当する項目の□には✓印を、空白にはその内容をご記入ください。

ふりがな
1 保護者氏名： _____ 印

幼児氏名： _____

2 保護者生年月日： 昭和・平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

3 婚姻歴（離婚歴）の有無： 有 無
(有に✓印をつけた方は、本制度の対象外となります。留意事項①及び②をご確認ください。)

4 児童扶養手当受給の有無： 有 無 (有に✓印をつけた方は、6にお進みください。)

5 戸籍： 本籍 _____
ふりがな
筆頭者 _____

6 みなし寡婦（夫）控除の適用に必要な範囲内において、市が保有する戸籍記載事項、児童扶養手当の受給状況、市民税の課税状況について確認をすること及び当該控除の適用結果を幼稚園に通知することに同意しますか。

: はい

※「寡婦（夫）控除のみなし適用」の留意事項

①みなし適用は、婚姻によらないひとり親の方が対象です。

②みなし適用は、税法上の控除は受けられません。

(婚姻歴のある方は、税務署または市町村で寡婦（夫）控除を受けてください。)

③みなし適用を受けても、補助金の額が変更とならない場合もあります。

<添付書類>

市町村民税の所得課税証明書、世帯全員分の住民票に加えて、以下の書類も必要となります。

| | 本籍地が青森市の場合 | 本籍地が青森市以外の場合 |
|-----------------|-------------|-----------------|
| 児童扶養手当を受給している方 | 児童扶養手当証書の写し | 児童扶養手当証書の写し |
| 児童扶養手当を受給していない方 | なし | 戸籍謄本あるいは戸籍謄本の写し |

※市が保有する情報の中で、過去の婚姻の有無や課税状況等について確認できない場合は、別途、戸籍謄本や所得課税証明書等の提出をお願いする場合があります（戸籍謄本等の各種証明書の発行にかかる費用は本人負担となります）。